

平成30年度 第4回 武蔵野市男女平等推進審議会議事要旨

日 時 平成30年9月13日（水） 午後6時45分～9時

会 場 武蔵野プレイス フォーラム

出席者 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員、小澤委員、竹内委員、中村委員、
三上委員、山田委員

（欠席） 菅野委員

1 開会

2 会長挨拶

3 議 題

- （1） 前回議事録の確認
- （2） 第三次男女共同参画推進状況（基本目標Ⅱ・Ⅲ）について
- （3） 第四次男女平等推進計画策定にあたって
- （4） 第四次男女平等推進計画 提言書（骨子案）について
- （5） その他 次回審議会の日程・時間について ほか

■議題（1） 前回議事録の確認

資料4に基づき事務局より説明。

【会長】前回の議事録について、訂正がある場合は9月28日までに事務局に連絡をお願いしたい。

■議題（2） 第三次男女共同参画推進状況（基本目標Ⅱ・Ⅲ）について

【会長】前回の会議でお願いしていた資料について、事務局より説明をお願いしたい。

資料3, 4, 5, 7に基づき事務局より説明。

【事務局】資料3は武蔵野市役所における育休・時短勤務の実績である。29年度実績は、女性21人、男性11人ということになっており、1人当たりの平均の取得期間が、女性13.4カ月、男性が0.7カ月である。男性の取得期間は1週間が一人いるほか、2週間、又は1カ月であり、これ期間が現在の武蔵野市のスタンダードになっているということである。その下が時短勤務の利用状況で、29年度は、女性が15人、男性は2人が取得している。

休業中の対応としては、女性の育児休業取得者21名中17名の職場で、正規職員による代替勤務が行われている。ほかにも、1名の職場で臨時職員の配置が行われた。

資料4を御覧いただきたい。多摩地域における男性の育児休業の取得率である。資料5は、多摩

地域の超勤時間の資料である。最後に資料7は、都内自治体における配偶者暴力支援センターの設置状況で、東京ウィメンズプラザをはじめ都内15カ所に設置されており、全て区部である。

【会長】 ただいまの説明について、ご質問、ご意見があれば、願います。

【副会長】 育児休業取得率の新たに取得可能となった職員とは、取得可能な人ではなく今年新しく取得が可能になった人ということか。

【事務局】 29年度に配偶者の出産に伴い、人事課から、育児休業申請可能であるとお知らせした男性職員である。

【会長】 厳密に言うと、ほかにも対象者がいるということになる。

【副会長】 超過勤務の多い部署のデータはあるか。

【事務局】 申し訳ないが、そのデータはもらっていない。

【副会長】 結構、部署による差があるようである。

【委員】 右の表と左の表の関連性はどうなっているか。特定部署は多いのに、平均では低い自治体がある。

【副会長】 1番多い部署の人数がよほど少なくないと、ならしてこうは、ならない。特定の部署に集中していると思う。超過勤務時間をできるだけ減らそうという話をするとき、どういう部署が超過しやすい傾向にあるのかということがわかったほうが対策を立てやすいと考えて、先ほど、部署を尋ねたのである。

【会長】 おそらく人事課は把握していて、ほかの市でも大体同じような傾向だろうと思う。

【委員】 今の育休のことだが、増えているのか、減っているのか、1カ月ではアバウトだからもう少し詳細にということで、わかったのが0.7カ月ということだが、昨年度に比べてもう少しふえているイメージで聞いたような気がした。3日、4日、1週間ということはないというような話で、資料3を見た時に0.7カ月であってちょっとびっくりしたことと、昨年度がどうだったのか。

【副会長】 多分この評価の報告書について、次年度以降、こういうデータをこういう形で、例えば3年分出してもらうという形で、今年、評価をする際にお願いすることをつけておいたほうがいいだろうな、というふうに思っている。必ずしも望む形で出てこなくて、それだと評価のしようがないというようなことについては、もう少し、あまり負担になり過ぎないような形で、でも、比較ができるようなやり方での調整をお願いしたほうがいいと思う。

【委員】 言葉のニュアンスと実際のデータが違うので、あれ？と思った。

【会長】 取得日数も注視する必要があるが、育休取得の有無が第1の問題だと考えている。去年に比べると取得者は増加している点は評価できる。

【担当部長】 昨年度の平均取得期間は聞けるかなと思う。0.7月よりも増えているか、減って

いるかということだと思う。ただ、55%で、半分の方が取得できていないという状況もある。この0.7のあたりだけは出るかどうか確認をしたい。

【会長】 先ほど副会長から指摘のあった、次年度以降、評価の際に提出していただきたいデータを示しておくというのはよい提案だと思う。市の育児休業取得状況に関しては取得率と取得期間について、次年度お願いしたい。また、資料2の審議会からの評価にも記述しておき、次年度につなげたい。

それでは、三次計画の残りのところを、担当課から説明をお願いする。事務局から、本日出席の担当課長の紹介をお願いする。

【事務局】 地域支援課長の横山、高齢者支援課長の小山、子ども家庭支援センターの小林所長が出席している。この順番で説明をお願いしたい。

【地域支援課長】 8ページをお願いする。事業番号34、「介護に関わる人材の養成と確保」だが、29年度は、医療・介護関係者を対象とした研修を実施した。地域支援課は、在宅医療・介護連携推進事業という事業の主管課となっている。協議会を設けて、5つの部会を設置し、在宅医療・介護の連携を進めている。先ほどの研修については、多職種連携推進・研修部会で行ったものであり、評価はB評価とした。今年度も、引き続き、研修事業を計画している。併せて、今年中に地域包括ケア人材育成センターを立ち上げる予定になっており、センターの開設により、体系的な人材の確保・育成を図っていく。

9ページをお願いする。事業35、「介護保健・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実」である。事業が3つあり、地域支援課関連が一番上、先ほどの在宅医療・介護連携推進事業の関係である。29年度に新たに認知症連携部会という部会を設置して、介護・医療・福祉関係者の連携を進めたところである。新たな取り組みを行ったということで、A評価とした。30年度については、引き続き協議会、そして、各部会を通して介護・医療・福祉関係者の連携を強化する予定である。

12ページをお願いする。事業番号43、「地域に根差した起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援」、武蔵野市民社会福祉協議会で行っている事業内容である。29年度の実績については、ボランティア・地域福祉活動助成事業を実施した。また引き続き、身近な地域の居場所づくり助成・支援事業を実施したところである。あわせて、居場所学習会を開催した。この事業は、市内で行われている居場所に関する運営者の方が一堂に集まり、実践報告、参加者同士の交流等を行った新たな取り組みである。新たな取り組みを行ったということでA評価としている。

事業番号44、「地域リーダーの育成」、こちらも市民社会福祉協議会の事業である。29年度は、従来行っている地域福祉ファシリテーター養成講座を実施した。8名の方が受講を修了しており、30年度も7月から実施をしているところである。

13ページをお願いする。事業番号49、「男性の地域参加へのきっかけづくり」である。こちらも市民社会福祉協議会の事業である。29年度は、6月11日に「お父さんお帰りなさいパーティー」を実施した。あわせて、「お父さんお帰りなさいサロン」を年間通じて実施し、月平均約15名の参加があり、評価はB評価としている。30年度は引き続き、「お父さんお帰りなさいパーティー」等の事業を実施して、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行っていく。

【会長】 地域支援課の業務内容を簡単に説明いただきたい。

【地域支援課長】 健康福祉部の中に、高齢者支援課、障害者福祉課、生活福祉課等があり、高齢者に特化した事業、障害者に特化した事業等を行っているが、それだけに限らない事業がある。地域包括ケア人材育成センターのような分野横断的な事業などを実施している。その他、民生児童委員協議会、保護司会、あとは赤十字奉仕団といった団体の事務局の事務などを行っている。

あわせて、市民社会福祉協議会について説明すると、こちらは、武蔵野市の財政援助出資団体であり、地域支援課が所管している。

【会長】 次に、高齢者支援課をお願いする。

【高齢者支援課長】 冒頭、高齢者支援課の業務内容について簡単に説明させていただきたい。高齢者支援課は、武蔵野市内の高齢者に対する福祉施策全般を担っている。他市では、介護保険課と高齢者支援課を分けることがあるが、武蔵野市は介護保険と老人福祉を分けていない。高齢者の生活においては介護保険で受けるサービスもあれば、介護保険では受けられないサービスもあり、そういうものを高齢者支援課という形で一体的に統括してサービス提供を行っている。武蔵野市では、介護保険サービスのほかに市独自のサービスとして、テンミリオンハウスといった、介護認定を受けていない方が利用できるデイサービスとか、最近ではいきいきサロンといった、高齢者の集いの場を設けたり、公共交通機関の利用が困難な方の移送サービスという形で、移動をサポートするレモンキャブ事業、こういうふうなものもしている。また、相談業務等についても、市内6カ所に設けた在宅介護・地域包括支援センターにおいて、高齢者の方々の生活に密着した相談等を受けて対応している。

それでは、今回の評価の基本目標ⅡとⅢの進捗状況について報告する。9ページをお願いしたい。介護支援施策の充実の項目であるが、事業番号34番、「介護に関わる人材の養成と確保」である。人材の養成には、特に力を入れて取り組んでおり、ケアマネジャー新任研修は、武蔵野市で初めてケアマネジャー業務に従事する方を対象として、武蔵野市の介護保険制度、その他高齢者施策全体について熟知してもらったうえで業務についてもらうことを目的として、毎年、研修を行っている。平成29年度の市単独の取り組みとして、介護と看護のお仕事フェアを開催し、人手不足と言われる福祉業界について人材募集のイベントを開催した。なお、平成30年度の事業になるが、地域包

括ケア人材育成センターを12月1日に開設し、福祉人材の養成と確保をさらに充実させる予定であり、A評価となっている。

事業番号35番、「介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実」である。医師や介護保険サービスの訪問看護サービス利用者の医療情報をケアマネジャーや介護に従事するスタッフに提供するシステムについて、事業者への周知を進め、医療と福祉の連携をさらに進めるよう働きかけている。具体的に医療情報とは、訪問看護、看護師がご自宅を訪問してケアをする中で、医師と連携して医療情報等を持っているが、その情報を介護保険制度において総括しているケアマネジャーや介護に従事するスタッフに対しても情報提供することで、医療的な情報も得た上で総合的な管理・介護サービスを提供することを目的としている。もう既に始まっている制度ではあるが、さらに各事業所への周知を徹底するような形をとっており、A評価としている。

事業番号36番、「介護に関わる相談体制と情報提供の充実」である。サービス相談調整専門員2名を配置して、介護保険利用者・介護保険事業者からのサービス利用に関する相談体制、介護保険事業者に対する指導について強化してきた。ほかに介護保険事業者に対する利用者からのいろいろな相談等に対応する職員を置いている。一般の市民や、介護保険以外の高齢者サービスに関するいろいろな苦情については、市内6カ所にある在宅介護・地域包括支援センターで受け付けをして、対応に当たっている。こちらについても、評価はA評価としている。

事業番号37、「在宅サービスの充実により介護家族の負担軽減」である。在宅生活を継続する上で、認知症は、家族に不安が大きい。認知症に関する専門医による相談会を毎年9月の認知症月間に開催して、市民向けの講演会、専門医、武蔵野市医師会の協力による休日相談会を行った。また相談会は、3月にもう一回開催をしている。自己評価としては、A評価とした

【会長】 A評価が続いているが、BではなくてAである理由に触れながら説明をお願いしたい。

【高齢者支援課長】 高齢者支援課では、10個の項目があるが、全部A評価である。

理由の1つとして、高齢者施策については、3年間で1つの期間とした事業計画を立てており、平成27～29年度を1つの計画期間とした事業計画が29年度に終了した。この3年間の高齢者施策については、それぞれの事業内容を目標達成するという形の中で事業推進してきたため、ちょうど3年目に当たり、基本的に計画に載っていたもので、今回このような評価指標となったものについては、その事業の目標を達成したということでA評価になっている。

事業番号38番、「介護家族向け施策の充実」である。こちらは、介護者の家族を対象とした事業を在宅介護支援センターやデイサービス事業所で開催している。家族が直接、介護を担うことへのサポートとして、いろいろなテクニックのようなノウハウを講習会等でお伝えすることもあるが、家族は精神的な面での不安も多くなっている。家族の介護をどうしたらいいのか、施設に入れるにはどうしたらいいのか、そうした家族介護者の不安に対する相談会等を充実させている。

続いて13ページをお願いしたい。男性の子育て、介護、地域活動等への参加の促進については、高齢者支援課は2項目ある。

まず事業番号47番、「介護家族向け施策の充実」は、事業番号38の再掲になっているので、説明を省略する。

事業番号49番、「男性の地域参加へのきっかけづくり」である。高齢の男性で、特に女性の配偶者に介護が必要になったときに一番困るのは、毎日の食事である。配偶者の食事もつくり、自分の食事もきちんととらなければいけないということで、男性に対する簡単なお料理教室、そういうものを開催して、それを機会に、介護への参加とあわせて地域への参加を促すということで実施している。

21ページをお願いする。高齢者・障害者の方への支援についてということで3項目ある。事業番号81番、「孤立防止への取り組み」になるが、見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会のほか、独居高齢者調査を実施している。3年に1度の高齢者計画を作成する際に、独居の高齢者及び、高齢者のみの世帯も対象として、最初に郵便による調査を行い、その中で課題のある方について民生児童委員の方々の協力により、訪問調査等を実施している。この調査に協力をいただけない場合は、職員が直接出向いて、ヒアリング等をして調査をしている。こういった調査を通じて、孤立化しそうな方を事前に把握すると同時に、統計的な把握も行い、その後の高齢者施策について反映させる取り組みを実施している。

そのほか、赤十字奉仕団の皆様にご協力いただき、76歳以上の高齢者のご自宅を訪問しての安否確認と、おひとり暮らしの方などは特に何か苦勞していることはないかどうか、声かけをしている。孤立化を防止する取り組みとして、毎年ずっと行ってきており、今後も継続していきたいと考えている。

事業番号82番、「虐待防止の対策の推進」である。虐待防止連絡会議の開催、研修会を行うほか、市民や事業者からの情報提供を在宅介護・地域包括支援センター、高齢者支援課のサービス調整専門員が受け付けている。事業所内での虐待等があった場合には、保険者として事業所を直接指導するような形で、虐待等がないよう、対応をとっている。個人については、在宅介護・地域包括支援センターの職員が調整に出向いて相談を受けるような形で対応しているので、そういう相談体制を今後も充実していきたいと思っている。

事業番号83番、「消費者被害の防止対策の推進」である。「見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」を年2回開催している。消防署や警察といった公的機関のほか、URや新聞販売店、食事配達サービス会社等のさまざまな機関と連携をとって、安否確認に関する情報共有のほか、高齢者が特殊詐欺等に遭わないような形の対応ができないか、連携をとっている。また、2カ月に1回「武蔵野安心・安全ニュース」というニュースレターを発行して、その中で特殊詐欺の防止について啓

発をするほか、老人クラブの会合等もあるので、その中でも注意喚起を行うとともに、各個別の老人クラブにおいても、警察の担当の方をお呼びして、特殊詐欺の防止について話し合い等をしていただくといった取り組みをしている。

高齢者支援課については以上になるが、高齢者施策と介護保険事業は、3年に1回事業計画を見直すという形で、短期間でどんどん内容の見直しを進めている。大きな長期的な部分は、市の長期計画に委ねるが、非常に細やかな制度改正等に伴った対応をどんどんしていく、そういう方法でやっている。

【会長】 基本的に他自治体よりも進んでいる、という評価をしているのか。

【高齢者支援課長】 この計画については、老人福祉法と介護保険法で全国の自治体が3年ごとに改正するように定められているので、計画の策定ということでは、他の自治体と同じだと思っているが、武蔵野市の違うところとしては、独居老人に対する調査を必ず3年ごとに行っているとか、家族、ケアマネジャー、介護保険の事業所、そういうところも含めた調査を全部行って、現況把握を必ず行っている。基本的に前回やった調査と同じ調査項目は継続する方向で、経年変化についてもきちんと把握をした上で次期計画を立てていくように努めている。こういった点については多分全国でもトップレベルの計画を策定していると自負している。

【会長】 では最後に、子ども家庭支援センターからお願いします。

【子ども家庭支援センター所長】 子ども家庭支援センターでは、やっている業務は大きく3つある。まず1つは、手当・医療である。マル乳・マル子の医療証や、児童手当、児童扶養手当等の経済的支援を行っている部署と、子供と家庭に関するあらゆる相談、児童虐待等の対応をしている部署と、女性部門である。そちらでは、婦人相談員と母子父子自立支援員を兼務している者が主にひとり親の担当と、あとは、婦人相談員として、DV、ストーカー、人身被害などの担当をしている。

7、8ページをお願いします。基本目標Ⅱの基本施策3、「子育て及び介護支援の充実」の中の「子育て支援施策の充実」、事業番号27番、「子ども家庭支援センター事業の機能の充実」である。今、年々新しくいろいろ保育施設ができていくというところで、虐待防止であったり、そういうネットワークを充実するということから、新しくできた施設について加入を進めていて、評価はAとしている。

事業番号31番、「産前・産後支援ヘルパー事業の実施」についても、保健センターでも制度の申請が受けられるようにしたりと順調に進んでおり、評価はAとした。

14、15、16ページをお願いします。基本目標Ⅲ、「配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援」である。事業番号51番、「配偶者等からの暴力の発生防止と早期発見」である。こちらは、健康課の「赤ちゃん訪問」等も活用して、早期発見に努めており、評価はAである。

事業番号56、57、58、59番、相談事業の充実で、こちらは庁内の相談体制の連携をして

いる。57番の「外国人相談者の情報保障」は昨年のCから、今年はB評価とした。実績として通訳・翻訳の対応事例はなかったが、配暴センターの検討を男女平等推進センター等と行う中で、多言語化についても検討を行ったところで、B評価としている。

事業番号58番、「相談窓口体制の整備」については、資料6で説明したい。こちらは、ひとり親家庭・婦人相談の状況になる。(1)の相談件数は29年度は4,339件、28年度と比べてほとんど変わりはないが、そのうちのDV相談が126件と大幅に減っている。これは男女平等推進センターで女性総合相談をやった関係で、深刻な案件ではなく一般的な相談が、そちらのほうで受けたと考えており、個別に支援が必要であったり、具体的に離婚に入っていくとか、そういう相談のみがこちらに残った、という形で件数が減ったのではないかと見ている。男女平等推進センターと子ども家庭支援センターでは、定期的に会議を行って、情報の共有を図っており、女性総合相談のほうで受けても、これは他の部署につないだほうが良いというところは、連絡をもらって、つないでいくという取り組みをしている。相談内容としては、やはりひとり親で生活一般就労の相談が多かったり、家事援助も、これもひとり親のホームヘルパーなどである。あとは、お子さんについての相談、右側の生活援護のところ、貸付については、お子さんが高校、大学に行ったりというときの資金の貸しつけについての相談が多くなっている。あとは、離婚をするけれども生活をどうしたらいいかというところで生活保護につないだり、生活困窮につないだりというようなところが主かと思う。

(2)の緊急一時保護は緊急的に、例えば警察のほうでDVの相談をして、このまま家には帰せない、ただど行くところがないというような方であったり、そのまま一時保護になったり、母子生活支援施設に入所する場合もあるが、そこに至らず、緊急避難的に1泊2泊家に帰らないで過ごしたりというようなところで、それが29年度は5世帯8人の保護を行ったということである。相談については特に問題なく、順調に行っているので、評価はAとしている。

17、18ページをお願いします。こちらは被害に遭った人の「自立支援」、「推進体制の整備」である。庁内体制のほうは、関係部署とは連携をとりながら、例えば生活福祉課、障害者福祉課、子ども家庭支援センターの子ども担当や、警察や、東京都のセンターともやっているの、ほぼAとなっている。

19ページをお願いします。基本施策2、「セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策」である。ストーカー行為の被害者に対する支援としては、昨年は小金井で女子大生がストーカー被害に遭ったということから、子ども家庭支援センターの相談には至っていなかったが、C評価にしていた。今年度については、市に直接寄せられた相談は2件で、その方たちについては現在、安全が図られているというところからA評価にしている。

基本施策3「特別な配慮を必要とする人への支援」、(1)「ひとり親家庭への支援」である。手

当等は、児童手当や児童扶養手当、貸付も行っており、返済方法についても、口座引き落としができるようにして、利便性が向上した。評価はAとしている。

事業番号79番、「ひとり親家庭の子どもの教育支援」である。29年度は準備期間で、30年度から訪問型の学習・生活支援事業を実施した。この事業の準備でどちらの業者とやるか、どういう形でやるかというところを充実してやってきて、実施につながっているので、A評価とした。

【会長】 委員からご意見、ご質問等があれば、お願いしたい。

【委員】 高齢者支援課に質問したい。最近、認知症の当事者の方の声を取り入れて施策をつくっていきこうという動きがあるが、武蔵野市内で実際に認知症の方で、何か3年ごとにというところの意見を取り入れた実績はあるか。

【高齢者支援課長】 現時点では、認知症の方の意見を直接聞く場はあまりない。今、報道等でも、若年性で認知症になったような方で、認知症の認定は受けているが、日常生活にはほとんど影響のないような方が、自分の立場から、認知症についてもっと社会に認知してほしいといった動きがあるということは十分承知しているので、今後はそういった方についても対応していきたいと思っている。

実は先週土曜日に認知症の講演会をスイング・ホールで行ったが、そのときの講師の方によれば、社会には認知症に対する誤解があり、認知症についてもっと社会が受け入れてほしいということを経験的に話しされていた。今後も認知症の理解を深めるように十分努めていきたいと思っている。講演会では、認知症に対する世間のイメージについて、認知症になった方はだめな人というようなイメージができてしまっているのが間違いである。それを植えたものは、「恍惚の人」という有吉佐和子さんの小説とその後続いた映画が、文芸作品としては評価されるが、誤解を招いたというようなこともおっしゃっていた。今後きちんとした形で私どものほうが積極的にアピールをしていく、そういうことも必要だと思っている。

【委員】 できれば本当に、認知症の重度の方も含めて何かそういう、生活の中で、理解できない方ももしかしたらいるかもしれないけれども、そういった声も何か反映しているという、そういう声も知りたいとは思っている。

【高齢者支援課長】 自分が認知症ですということを、うちの家族は認知症だということを積極的にアピールするという社会環境にまだなっていないと思うので、なるべくそういうものについて意見を拾うような場を設けていきたいと思う。直接公の場で言う必要はないので、在宅介護・地域包括支援センターという地域に入っているところがあるので、スタッフがいろいろ声を拾ってきて、それを施策に反映することができればいいと思う。

【委員】 事業番号36番のサービス相談調整専門員はとてもいいことだと思っている。30年度事業予定のところで、業務量の増大に伴い1名を増員予定とあるのは、増員されたか。

【高齢者支援課長】 嘱託職員として、6月から配置している。今まで、医療系のサービスに対する知識が追いつかない部分が行政にあった。今回は、ケアマネジャーや、老健施設等医療系の施設での経験も豊富な者を採用したので、大変バランスがとれた指導ができるようになったと考えている。

【委員】 地域包括支援センターに行けば、相談に乗ってもらえるのか。

【高齢者支援課長】 地域包括支援センターの個人の相談は、基本的に高齢者の相談だったら何でも承るが、サービス調整専門員については市役所に置いている。市役所に来庁していただいても、電話でも相談を承っている。必ずその内容についてはきちんと報告をし、対応している。またそれ以外でも、事業所からも、こういうサービス提供していいのかどうか疑義があった場合など、監督的指導をするだけではなくて、事業者への相談もきちんと対応する体制をとっている。

【委員】 この制度は武蔵野市以外でも実施しているか。

【高齢者支援課長】 実施していると思うが、体制は不明である。

【委員】 人材育成について伺いたい。私の所属する社会福祉法人の老人ホームでは、170人前後の職員の方が1つの施設におり、そのうち3割が雇用関係でいうと正職員、7割が準職員という構成であり、人材の確保に苦慮している。この3年間ぐらいを見ていると、採用時の年齢が上がってきていて、平成27年度が44歳、28年度が50歳、29年度が54歳と、年々採用する人の年齢が上がっている。結果的には準職員の方たちが多くなっているが、人材を先ほどのセンターで育成するときに、事業所のほうから新規の職員が参加できる環境というのはあるか。

【地域支援課長】 人材育成センターに関しては、市と委託先である福祉公社が連携して検討中である。今考えているのは、新規の人を対象とした研修と、ある程度スキルがある方を対象としたレベルアップ研修も行っていく構想を持っている。

【高齢者支援課長】 委員の方がご照会いただいたのは、施設の職員だと思うが、大規模な施設の場合、しっかりした研修をその施設の中で対応できていると考えている。市として、特に力を入れる必要があると思っているのは、訪問介護系の事業所などの、規模の小さいところが多く、職員の移動も多い事業所である。退職してほかの事業所へ行く方も多いので、そういう事業者への対応も大切だろうと考えている。今回この地域包括ケア人材育成センターというのは、介護と福祉に関する人などさまざまな方を指導・育成する場所という位置づけであるので、介護保険制度だけではなく、障害の福祉に携わる人に対しても支援をする。また、プロだけではなく、ボランティアに近い人材についても育成をする。今後、高齢者の増加を考えると、プロのヘルパーとか介護職員を育成していくというのだけではなかなか難しい部分も出てくるだろうと考えているので、家事援助の部分やプロでなくてもできる部分は、そうではない方にもお願いしなければいけないとか、さまざまな分野での育成をお願いしたい。そういうことを育成と指導等していきたい。

それと同時に、採用の問題がある。実は福祉業界に従事している人数は、毎年増加している。ただ、それ以上にニーズが多く、足りない状況が続いている。今後もますますふえていくとは思っているが、福祉の専門職を目指している学生の数が減っている。福祉系の大学の学部等では欠員がどんどん出ている状況にある。この背景には、福祉業界は、汚いとは言わないまでも、きついか、厳しいというような、そういう報道等が先行していることがあると思っている。市ではケアリンピックを毎年行っているが、福祉の仕事は楽しく、生きがいがあり、充実していると、そういうプラス思考を皆さんに持っていただいて、福祉に関心を持っていただける、これは市民の方も、仕事をされる方も含めて、そのような考えで今後も進めていきたいと思っている。

【委員】 事業番号49番の男性の地域参加へのきっかけづくりで、先ほど女性のほうが介護される側になったとき、男性がまず一番困るのが家事だというような話があって、そういう意味で毎日の食事づくりを男性にも参加してもらって、成果を上げているという話があったが、その中で、参加者の自主グループづくりの活動も支援していると書いてあった。実際はどんな感じでやっていて、実際に幾つもできて、その中で、なかなか言えない介護の負担というようなことを話し合ったりとあった、そういうものができ上がっているか。

【高齢者支援課長】 料理を中心のサークルという形になるので、市内には、料理ができるようなキッチンを備えたコミュニティセンターがあり、高齢者総合センターの中にもキッチン等があるので、そういうところを中心に、この講座を受けた方たちがOB会として自主サークルを結成してやっている。そうした場の提供やそういうものを支援している形であるが、男性というのは、凝り始めるとすごく凝る方が多い。集まって、自分たちが料理のおもしろさとかを覚えると、どんどん情報交換とかをしながらやっていくということと、やはり、料理がひとつのきっかけであって、それ以上に、地域に参加していくことにつながっている。先ほど地域支援課から話があった「お父さんお帰りなさいパーティ」では、会社勤めをしていた方が、退職して行き場がなくなってしまったお父さんがいっぱいいるという状況の中で、そういう方たちが何かきっかけあって集まったらいいよねとあって、毎年集まるようなものを始めたが、こういうものにやっぱりどんどん参加していただきたい。男性の方はやっぱり、何をやったらいいかと悩んでいる方が多くて、そういう方の参加する場が重要だと思っている。

実は今、テンミリオンハウスをやっている中でも、こういう地域参加のもので、男性の方が、家で食事ができないので、お昼ご飯を食べに来るという方が増えていますけれども、そういう中で男性参加型のイベントや講座を楽しんでいく方も徐々にふえているので、なるべくメニューは増やしていきたい。こういうふうな参加の形態の一つとしては、シルバー人材センターでお仕事のものをしながら市内で活躍していける場を提供していくと、そういうことも積極的に取り組んでいきたい。

【副会長】 子ども家庭支援センターで、訪問型学習・生活支援事業というものを検討しているということだが、これは、家庭教師みたいなことか。

【子ども家庭支援センター所長】 基本は、お子さんに週1回程度で学習支援を行うのと同時に、ひとり親家庭のお母さんは情報が得られなかったり、相談相手がいないというところで、学習支援員だけではなく、それをコーディネートするコーディネーターが年間3回ぐらい家庭を訪問して、家庭の状況を見て、例えば進路相談であったり、家庭のそういう相談を受けて生活の支援も行うということである。お子さんの学習支援と一緒に、家庭の生活支援を行い、必要に応じてほかの支援につなげるとか、そういうところをやるというのを30年度から始めた。

【副会長】 お子さんの年齢はどのぐらいが対象か。

【子ども家庭支援センター所長】 年齢は小学校4年生から中学校2年生までである。

【副会長】 中学3年生はやらないのか。

【子ども家庭支援センター所長】 基本的に自分で勉強する習慣をつける、基礎学力を定着させるとかというところでやっている。中学3年生については受験になるので、それまでにそういう力をつけるということである。中学3年生になると、市民社協のほうでチャレンジ資金といって塾代の補助をするといった、別の形での支援がある。東京都の調査でも、ひとり親家庭のお母さんは、勉強を見てあげる時間がないというところで、子供が自分一人で勉強していく習慣をつけるのが難しいというところがあるので、早いうちから自分でやっていく力をつけてもらうのが狙いである。

【委員】 武蔵野市では、こども食堂はあるのか。

【子ども家庭支援センター所長】 市ではないが、民間の団体でやっているところが今たしか5カ所ぐらいある。

【副会長】 介護の関係でお聞きしたい。この審議会でも検討しているものの中で、家事とか介護だとかを含めて男女ともに分担していきましょう、ということを検討する団体なので、その関連でお聞きしたい。さっきの家庭の介護に関して、男性と女性がどのぐらいの割合で介護に携わっている印象があるか。

【高齢者支援課長】 家庭内の介護ということでの数字は、持っていないが、今、介護が必要な方ってやっぱり70代以降の方が多い。皆様のご両親世代とかそういうふうな世代とかになると、男子厨房に入るべからずというような形でずっと来た方が多いので、いろいろ入ってくる情報としては、女性中心の家族介護である。また、もう一つあるのは、どうしても要介護度とかいう形でいくと、男性のほうがより早く、平均寿命も低いですし要介護になりやすく、女性のほうが長生きで健康でいる期間が長い分、介護に携わる割合が高いというのが実態だと思う。

【副会長】 例えば親の介護というところに限っても、介護する側の人って50代とかそのぐらいの方が多いのか。50、60代か。

【高齢者支援課長】 多分今は40代ぐらいから、入っていると思う。

【委員】 今老夫婦世帯が多いから、どちらかというと、80代とか。老老介護が非常に多いと思う。

【副会長】 夫婦での介護じゃなくてというと、割と年齢の上の方が多くなるということか。

【高齢者支援課長】 今課題になっているのは、やっぱりダブルケア、トリプルケアという問題がある。例えば今の子育て世代の方でも、実家の両親の介護をどうしようとかいう話は多分出てくると思っている。高齢者を支援する立場からも、今後そういうものもきちんとした対応、支援をしていかなければいけないという意識は持っている。

来月、子育てフェスタが開かれるが、そういう場にもブースを設けて、若い世代の方、武蔵野市内に親がいない方でも、実家の両親と祖父母の介護のことで何か心配があれば、相談を受けるといった、そういったものも取り組んでいきたいと考えている。そういうのは、子育て世代だけでなくいろいろな、市内の企業にお勤めの方で武蔵野市民じゃない方でも心配している方はいて、事業主の方が、うちの従業員がそういうのでやめられちゃ困るという話があるので、そういうところにも今後はきちんと、武蔵野市に限った話ということじゃなく、一般論にはなるけれども、情報提供をして、皆さんの支援をしていきたいと考えている。

若い方からは、男性からも女性からも、介護は女性が主体に担うべきだという意見はほとんど出てきませんので、そういうものはきちんとやっていきたいと思う。

【副会長】 孤立防止の取り組みだが、市が主体となるものだけではなく、もう少し何か、民間の団体があって支援をするというような状況は武蔵野市にはないか。

【高齢者支援課長】 孤立防止自体は、民間が主体というのはあまりないけれども、例えば声かけとかそういうものに対しては、市内の、それこそ新聞販売店であったり、食事や生活協同組合などの事業所も業界を挙げてきちんと対応しようという形にしており、見守りの体制というのはすごくできていると思う。特殊詐欺の対策というような形で市内の金融機関でもきちんと対応するとか、また大手スーパーや、大手の量販店では、スタッフに認知症予防の講習会を受けてもらって、お客様として来る方に何か気になることがあっても、お店側から積極的に声かけをする、そういう取り組みをしようということもしていただいております、行政もサポートしていきたいと考えている。

【副会長】 3年に1度葉書を出して、民生委員の方が訪問して、気がかりなところに職員が行くとのことだが、この葉書に書いてある内容とは何か。

【高齢者支援課長】 困っていることはございますかと、それ自体は簡単なことから始まって、何か相談があるという方に民生委員が訪問するような形である。

【副会長】 ノーリアクションの方に対しては、対応はどうするのか。

【高齢者支援課長】 ノーリアクションの方についても、民生委員が訪問して確認をとるようにし

ている。そういう中に一番心配な方が含まれている可能性もある。

【副会長】 内容もしっかりしていて、大丈夫そうな人を除外してという感じか。

【高齢者支援課長】 そういう方については特別な対応はしていない。

【委員】 私どもに葉書が来たことがある。お電話を民生委員の方にいただいた。事情を話すと、わかりますよね。こちらの態勢がわかるので。

【委員】 地域福祉ファシリテーターとは何か。

【地域支援課長】 地域福祉活動を支援する役割も持つ方である。この地域福祉ファシリテーター養成講座自体は、そういった地域福祉活動の支援をするためにさまざまな講座があり、技術を習得できる。29年度は9回、中身の濃い講座を実施しており、活動で役立つノウハウ、実践的なスキル、そういったものを総合的に学んでいただいているという状況である。

【委員】 この8名の方は、受講した後、どういう思いというか……。

【地域支援課長】 大部分の方が、もともと地域でいろいろ活動されている方が本講座を受講してレベルアップしていることが多いと聞いている。あわせて、スキルアップ講座を受けてさらに学んでいるところである。

【会長】 担当課長には、本日はありがとうございました。今後も、引き続きよろしく願いたい。

当初予定していた審議会評価シートの審議については、時間の都合上、事務局と私のほうで原案をつくって、次回提示させていただきたい。

■議題（3）第四次男女平等推進計画策定にあたって

【会長】 今回、第四次男女平等推進計画の骨子案が出てきている。その策定に当たり、皆様方から一言ずつで意見を伺いたい。委員から願いたい。

【委員】 四次計画策定に当たり、武蔵野市に望むこととして、4つある。

1つ目は、昨年4月に制定された武蔵野市男女平等の推進に関する条例を寝かせないということである。罰則も何もないので、そのままつくりましたというだけで終わるのがもったいないというのがある。実際にこの条例が、武蔵野市に住んでいる人の日常の延長線上に意識できるような社会づくりになればいいと思った。例えばだが、毎年6月に男女共同参画フォーラムが開催されているなかで、講座とかいろいろなイベントがあるが、あくまで参加する、受け身になるようなイベントではなくて、例えばこういう期間こそ一番意識しやすい中高生に、自分たちで主体的にイベントを企画したり、武蔵野プレイスみたいな場所でかなり中高生とかが積極的に参加していると聞いているので、そういう若い世代が意識して、自分たちが何かこういうところで声を上げるような企画があったらいいというのと、イベントの例えばキャッチコピーとかそういったものは、大人がやる

のではなくて、実際に未来の担い手である中高生たちがそういうものを作る。作文とかだと逆に集まらないような気がするので、何かそういったものを作ってもらっても、いいのではないか。実際 SNS を使って発信したりしたら、何かもっと幅広い世代に受け入れられるかなと思った。

2つ目は、ヒューマンあいの認知度をとにかく上げる。内容まで知っているのがわずか1.7%と低過ぎる、という大前提の中で、講座開催が主体にどうしてもなるが、住民同士がヒューマンあいでつながるような場所になっていけたらいいというのと、現状では、二駅越して吉祥寺の人は来ないので、せめてヒューマンあいの認知度を上げるために出向くか、何か目につくものを置くと良いと思う。例えば私は子供を保育園に預けているので、市内の保育園には必ずヒューマンあいのポスターが張ってあるとか、例えば女性カードが置いてあるとか、そういった何かちゃんと認知するところがあれば、少しは目に触れるのかと思う。ちなみに、私が通っている東保育園には、ヒューマンあいの何かというのはない。

3番目は、ワーク・ライフ・バランス武蔵野市方式の確立というふうに言っただけでも、積極的にワーク・ライフ・バランスとか、数値目標もしっかりされて、徐々にだが結果を出しているのであれば、うちはほかの自治体よりもこんなに頑張っているというところをもっとしっかりとアピールしたい。女性市長も誕生したことであるし、実際にどんな課題をどういうふうに取り組んでいるのかというそのプロセスも含めて、武蔵野市方式みたいな感じで何かアピールできたら、武蔵野市がすごくすてきになる、何かモデルケースになるのではないかと思った。

最後に、相談窓口の徹底告知と書いたけれども、さっきの保育園とかそういった、要は、女性が悩みを抱えそうな市の施設に目に触れるところに置いてあるだけじゃなくて、例えば法律相談とか女性総合相談があるときには、ツイッターで、明日やりますみたいな告知を市から積極的に発信すると、「あ、あしたちょっと相談してみようかな」みたいな展開になるのではないか。

【副会長】 法律相談は予約になっている。

【委員】 何かそういう、やるよ、みたいな、ちょっと垣根を下げたい。

【副会長】 手段をいろいろ使ってということか。

【委員】 何か生活に不安を抱えている人が気軽に参加できるような、むしろこっちから敷居を低くするのもいいのかと思った。

【会長】 ありがとうございます。では、続いて次の委員にお願いします。

【委員】 きょうの話を聞いていて、やはり武蔵野市は充実しているというのが実感で、特に福祉は先駆的に取り組んでいるだけあって、すごく、全国でも自負しているとおっしゃるようになっていかなというのを改めて思った。

総論になってしまうかもしれないが、私は、誰もが人権を脅かされないような平等な社会の実現を目指すというのをベースにして考えられたらと思っている。そのためには、相談は特にではある

が、全ての面で自己肯定感を上げるというのをあらゆるところで実現していけたらいいと思っている。そのためにも、先ほども出てきたが、ヒューマンあいの認知度があまりに低いのがとても残念で、あそこが唯一そういうことがクロスしてもいいような場所になってくると思うので、そこをもうちょっとどうやって上げられるか、ボトムアップをしてほしいと思っている。そのためには、若い女性たちが相談に来られるような状況をどうつくっていくか、というのもすごく大事かと思っている。実際に相談を他で受けていると、若い子たちの悩みはすごく深刻で、学校に来られないとかもあるが、親からの虐待であるとか、そういうのが本当に出てくる。それが結局はDVにつながり、そしてまた、子供を妊娠したりという、そのサイクルになってしまうことが多いので、やはりその辺の若い人をどう、それこそヒューマンあいのようなところ、ここでもいいと思うけれども、そういうようなところで居場所というか、聞く場所をつくるのをやってほしいなと思う。

それからもう一つ、どうしても相談絡みになってしまうが、DV被害者の一番の問題は、切れ目のない支援をどう続けていくかということだと思っている。それには、よく自立支援と書いてあるけれども、もっと具体的に経済的と精神的な両面の支援がないとDV被害者ってなかなか回復しないという実情があるので、そのため、やはり経済的に力をどうつけさせるかというのが根本的にすごく大きな問題です。DV被害者の人たちが働き始めて、稼げるお金が200万円以下という今の状況を考えると、これが貧困につながり、そして、この貧困が本当に子供の貧困につながり、学習支援につながりと、こうなってしまうと思う。だから、その辺のところをこの中にどううまく盛り込みながら、武蔵野市らしくできたらいいかなということを思っている。

【副会長】 若い女性が相談しやすい体制というところで、学校に通っているお子さんの相談ということ为例で出されたが、この若い女性というのは、どのぐらいの年齢の方を想定しているか。

【委員】 10代、20代を対象にデートDVの相談などを、例えば学校に行ったり、大学に行ったりしてちょっとお話しさせていただくと、必ず終わった後、何人かは、実はお友達がこうとか、自分が親からとか、そういう話が出てくるので、その子たちがどこにどう相談していいのかわからない状況がある。それをきっかけとして、すごく奥深くいろいろな問題が出てくるというのがあるので、何かその辺をセンターみたいなところで受けられたいいのかなと思う。でも、そういう子たちは行政がやっているところなんて来たくないじゃないか、というのものもあるのだけれど、そこで相談できる力を持っていたら、後々違ってくるのかなと思う。相談する力って、なかなか持てない。する勇気というのもすごく大きいと思う。

【副会長】 場所とか、行きたいような場所に相談する場所がないと、結構そこでハードルが高そうですね。

【会長】 ありがとうございます。では、次の委員にお願いします。

【委員】 事業番号31番のところ、このピンクの小さいリーフレットが子ども家庭支援センター

のやっている「産前・産後ヘルパー」事業で、利用家庭とか利用日数とかはそれなりにあるが、内容はどうかというところが多分評価のところに入っていない。この表紙のところに、出生90日以内、双子ちゃん以上は1年以内というのがあるけれども、結局、前もお話ししましたが、できる内容がここに書いてあるけれども、ここには本当に簡単なことしか書いていなくて、実際に子供に対するケアは、赤ちゃんはだめ、基本さわらないというのがメインである。

こちらの「ファミリーサポート」に関しては、2ページのところに、6カ月から6年生までのというふうに書いてあるけれども、結局そこに間があいているというのと、6カ月からはほぼ何でもケアしてあげるよというふうな内容の差があるということと、課が違っている。こちらは、子ども政策課の事業なので、ここに壁があり、全く話し合いとか交わることがなくというのが現状である。ファミリーサポート会員の募集のところで講座がいろいろと書いてあり、結構、医療者とか専門職が講座の講師になっていて内容が充実している。この産前・産後のところをもうちょっとちゃんと聞けばよかったけれども、これは保健センターの保健師と、あと、子ども家庭支援センターの職員がメインの講座になっていて、沐浴もDVDで終わり、見といてねみたいなことになっていて、沐浴をしてあげることもできなかつたり、例えば保育士さんの講座もなければというところで、赤ちゃんの扱い方というところの講座がないので、さわっちゃだめみたいなことになっている。

【副会長】 ファミリーサポートは、いろいろな人がやっている。やりたいと言った人で、そのレベルに応じてちょっと拝見するみたいな。では産前・産後ヘルパーは、どういった人がやっているのか。

【委員】 派遣事業者がここに書いてある。基本的には2つは家事支援がお得意な団体、下2つは子育て支援団体である。この下2の団体に頼むと、上の子を見てほしいけど、ご飯もつくってほしいと言われたら、上の子は見られるけど、ご飯はつくれませんとか。これは、コーディネーターが面接をして団体を決めるが、1回この団体をお願いしたら、変えられない。だから、実際に使ってみたら、子供のことのケアって思ったよりやってもらえなかったから、やっぱり家事支援に切りかえたいと言っても、こっちには家事支援ができるスタッフが少ないからできないと言われてしまつて。結局、双子ちゃんなんて1年間使えるのに、第1子、第2子が双子で赤ちゃんだと使えない。そこで、家事支援をお願いしたいと言ったら、できる人が派遣できませんとか。そういうのとかがよくあって、ママたちの困り事でよく出てくるところである。しかし、ファミサポになると、月齢も上がるというのもあるけれども、一応何でもしていいことにはなっているというのがあって、何でこれが一緒にならなかったのだろうという感じである。これが多分課の垣根があるのではないか。

【副会長】 一応、最初の3カ月は、内容はわからないけれども、ある程度プロの人がやることになっている。こっちは誰でもやれるというところの違いはあると思うが、これを一体でやっている市では、誰が主体になっているのか。要するに、生まれてから小学6年生までを通してやるとする

と、誰を派遣するのか。

【委員】 多分ファミリーサポートというところがやっているところは、ファミリーサポートセンターというのがもともとあって、そこにファミリーサポートみたいな講師が定期的に講義をしに行っていて、更新したりするシステムになっていると思う。だから、初めから赤ちゃんの沐浴もしてくれたり、赤ちゃんを見てくれたり、抱っこしてくれたりというのものもあるけれど、それを武蔵野市のプロの人たちは、一応プロだけど、何の専門職ですかと言われたら、何の専門職でもない。

【副会長】 では、誰を派遣できるようにすれば、使う人にとって安心したケアを受けられるのか。

【委員】 多分産前・産後にさらにこの講義内容をくっつけて、この人たちがここで学んだことができるようになれば、多分全部支援できるようになる。

【会長】 担当課の垣根といった、制度的な問題だと考えるか。

【委員】 そうだと思う。ほかの自治体ではできるのに、何で武蔵野市はできないのか、素朴な疑問である。

【会長】 この点について、参考資料として傍聴者の意見がある。庁内推進会議で分野をまたぐ課題を議論してもらえばいいのではないかという提案があるが、これについて事務局はどう考えているか。

【事務局】 今度11月に庁内推進会議が予定されている。そこで切れ目の部分に関して、どうしていくかということは聞いてみたいと考えている。ただ、この2つの子育て支援団体は、4カ月以降であっても、自費であれば対応できる。

【委員】 ただ、本当に普通に自費になる。倍ぐらいの値段になる。

【会長】 では、その点については評価シートのコメントに記載したい。また本審議会から意見があったことを担当課に伝えて、庁内推進会議でも話題にしていきたい。

【事務局】 はい。

【会長】 では、次は副会長に第四次計画策定にあたってのご意見をお願いします。

【副会長】 やはりプロの方は、プロの視点からお願いしますと申し上げたけれども、実のところ、私も法律家であって、条例の制定にもかかわっているんで、もう一回落ちついて条例を見直した上で、どの辺がへこんでいるのかというところを見直して、このあたりのところを大きく分けて3つ考えてきた。

まず1つめとして、この条例の柱として、多様な性を尊重するということがかなり先進的な、踏み込んだ内容でつくったものの1つである。それに対する対応がどの程度できているのかというところがあると思うので、LGBTへのサポートをもう少しこの5年間で充実できないかということが1つである。その内容としては、「にじいろ電話相談」をやっているということがあがあるけれど、周知も含めてもうちょっと相談に対応できる回数がふえていったらよいということを思っている。

法律相談に限って言えば、女性相談や男性相談といっても、そんなに性別による特殊な回答を要するようなものは少ない。例えば、女性の法律相談に私が入っても、大体聞かれるのは離婚か相続である。別に男性に聞かれても、女性に聞かれても、答えることの法的な見地からの回答は一緒になる。それは一般的な普通の弁護士だったら答えられることである。でも、LGBTの方への法律相談の回答は実は難しく、今すぐ私がやれと言われても、既存の法律制度についてきちんとフィットした内容で説明できるかという、なかなかできない。弁護士会でも結構研修をやっているけれども、研修を受けただけでプロとしてきちんとした仕事ができるかという、それはそうではないので、かなりこの法律相談を充実するといっても、人員の確保はすごく難しいだろうと思う。けれども、方向性としては、やっぱり専門の相談がないと充実した相談が受けられない分野だということはあるので、何とかしなければいけないと思っていることが1つである。

あとは、従来から出ている同性パートナー制度の検討。条例をつくるのか、条例外の制度にするのかとか、導入するのか、しないのか。作り切るところまでできないのであっても、ある程度方向性は詰めていったほうがいい5年間だと思っている。千葉がすごく進んでいて、同性だけでなく、異性同士の事実婚にも適用させようとしているが、すごいフェアだなと思った。こっちを認めるなら、そっちも認めろというのはそうだなと思って聞いていて、そういうことを含めてなのかもしれないけれども、ただ制度を悪用しようとか、フリーライドする人も絶対あらわれるタイプの制度だなとも思うので、そうならないような仕組みづくりも含めて導入するならちゃんと検討をしなければいけないだろうと考えている。

2つ目が、メディアリテラシーの関連である。条例8条には、市を主体とした公表される情報への配慮という条項がありまして、その関係で、市のガイドラインの作成と公表というのは、やっぱり今どうしたって足踏み状態にあるので、これは必須であると、5年あれば、市のガイドラインはできるとしている。もちろん事業者に対するガイドラインとか、例えば学校へのガイドラインとか、つくろうとすれば種類としては幾つかつくれるかもしれないけれど、事業者とかの努力義務ということと、条例が言っているところの市がしなければいけない義務というのはやっぱりレベル感は違うところなので、やはり5年以内には、市の内部的な表現ガイドラインについては、作成しなければいけないと思っている。

3つ目が、意識の啓発である。先ほどヒューマンあいが出てきたが、何度もこれもいろいろところで話に出てくるが、「まなこ」については、私もこういう関連の委員に出席するまではまるで知らなくて、でも、読んでみるとすごく内容はおもしろくて興味深いので、とにかく手にとってもらえるようにするということが重要ではないかと思っている。あまり予算的にそんなにお金がかかるような内容じゃなくても、もう少し何か「まなこ」の周知ができるような工夫ができないかと思う。

これが3つだが、あと少しだけ言うと、先ほど委員が言ってくれたサポートの空白期間の解消がすごく大事だなと思った。

市のワーク・ライフ・バランスという中で、もうちょっと無駄なペーパーワークを削減することができないか。明らかに仕事量がふえているけど、必須なものはもうちょっと絞れるのではないか。前回、ワーク・ライフ・バランスの中で、仕事を早くやるみたいな、企業がやっているとかいって、何か死にそうな仕事をして、プライベートの時間がちょっと増えましたみたいなので、何かそうできないのは仕事の仕方が悪いからだみたいな、それは説明の方向性かもしれないけれども、何か人間らしい仕事の仕方をした上で人間らしい生活もするのが筋なのに、そこをめちゃくちゃ頑張れみたいな方向性というのは、私はさすがにちょっと違うと思う。パソコンで仕事をするようになったことと、閉塞感があるというか、リスクヘッジのために何でも書類で残せとなっていることで、めちゃくちゃにやるが増えているのを、何かもうちょっと優先順位をつけて、下のほうを2割ぐらいでもカットしたらすごくいいのにと考えているが、書き込むのは難しいと思うけれども、目指す方向性が違うのではないかということは、思った。

あと、いつもお話ししている中で、事業者との対話の枠組みの強化を多少なりとも考えられないか。やはり事業者にどうにかしてもらうのは、お金を稼ぐ団体だからものすごく難しく、どうしたって遅々として進まないけれども、せめて何か話し合う制度づくりみたいなのをもう少し工夫して、糸口をつかむ方向に持っていったらよろしいのかなと思う。私からは以上である。

【会長】 それでは、次の委員にお願いしたい。

【委員】 私はもう横のライン系。会長も言っていましたけれども、傍聴者の意見で、生後3カ月以上6カ月未満の子供のところでは市内推進会議があると。それから、切れ目のないサポート。それから、例えば、ひとりで悩んでいませんか、これ、トイレに置くのでしょうか。男女平等推進センター、これ、子供が見たり、何でも誰でも見られるわけ。それのこういうときに、もうちょっと工夫ができて。それから、最初のときの審議会のとくと、今はすごく違って来たと思う。それこそ暴力もそうだし、それから、性のモラル観もそうだし、レズビアン宣言のそれもそうだし、数年前はそんなことなかったでしょう。すごく違って来た。ですから、一括りに人間として、という捉え方と連携。それから、何よりも、中学、高校になったときには、基礎ベースの小学校がすごく大事だと思う。幼稚園、小学校。それで、例えば法人会だったら、租税の件は、租税コンクールの絵葉書コンクールなんてやっている。学生やって、表彰みたいにしてしているわけ。だから、片側、発信と、それから、それを評価するもの、それから、私たちが出したときに何を実績としてやったかである。

この前、消防で女性を起用したと。そのデータ、3人あったけど、それは3人たまたま取り込むだけで、男性社会の中で、モデル、武蔵野市民、あそこの祭りなんか行くといらっしゃるけど、ああいうときにこういうことを、テントを張ってやるとかじゃないですが、何かそういうときに、1

番は、この前のとき、駆け込み寺がどこにあるのかって、まずそういうこと。それと、先ほど言った、大人が子供を諭すのではなくて、同世代とかちょっと上、高校生が中学生というか、中学生が小学生というわけではないですが、さっき委員が言ったように、何か連携のところ、私たち大人だけではなくて、何かその世代に行くところをやらないと。

それから、市のほうはわからないけれど、本当にこれは出てきた結果と、何かをやっていますよと言うのですが、その防止策のところの環境整備はどうなのかとかと考えたときに、まちが本当にこういう形で精神的に休まるようなまちづくりをしているのだろうかとか、子供のところの動き方はどうなのか、給食はどうなのということに関係すると、箱も含めてやらないと。

何かこの前からずっとは出しているのだけど、それで、結果何があったのというところを、終わったときに、また何かのときに、次の審議委員会が出るときに、何が実行に移せたか、それから、それを実行に移せる、実行に移せる人と、啓蒙するところがどこなのかを1回捉えてみないと。意見も多いし、マニュアルとしては完璧なのだけど、実際のところどこなのと言ったときに、今言った、総体として何か連携がとれていない。例えばこれもそうですよね。これだけの経費をかけて出たときに、何か後ろのところに多様性的な世代的なものが出てくる。大人だから迷ってないとか、子供だから言えるというのでなくて、むしろ本当は、大人の老人とか、ちょっとしたリタイアメントした人たちが、何か寄れて話せるみたいなような。

すいません、1つは連携です。それから、もう一つは、連携ということは、今言った、3カ月と6カ月とかきれいな連携で、まずそこを含めて、性モラルのことをきちんと、個人の、取り返しのないところでもう一度組み立てるものが1つと、それは分科会的にあってもいいと思う。

それから、そうすると、上に行ったときに、いろいろなあれが違ってくるのではないかと思う。その土台づくりをもう一回、3カ月から6カ月、3歳児までのところをもう一回見直してほしい。これだけです。それが1つと、それから、こういうときには連携をとれるセクション。トップに部長か何かわからないけれど、お金を使うわけですから、有効なお金の使い方の連携をとってほしいことと、それからもう一つ、こういうふうに出てきたときの防止策を今後どうやってアピールしていくのかなということを考えて、生まれる前の何とかじゃないけれども、考えてほしいかなと。

これも含めてそうなのですが、今、キャッチコピーってどなたかおっしゃったけれども、キャッチコピーがすごくはやっていますよね。ヒューマンあいつて何、と言ったときに、何かそこから入って、いろいろな大人でも子供でも何か行けてできること。それで、大人と子供と一緒に交われるようなところ。老人ホームをつくったときに、年寄りと学生を一緒にしたコラボをやった、武蔵野市で。それはすごく元気が出た。学生には安く貸すわけですよ。入ってもらって、そこに老人も入っているわけね。だから、そんなことで、世代を超えたというか、連携の今度は枠組みが、2020年に向かったときに武蔵野市の市役所の何とか何かなるってわかるのだけれども、それも含めて

……、否定しているんじゃないですよ、それも含めて何か見直してもらって。

今のままでいうと、Aクラスはとるけれども、人とあれとが足らなくなると思う。外国人ふえるでしょう。それから、老人もふえていると言っているわけ。そうすると、さっき言った、自主的にお金を出してできることと、そうじゃない利用のされ方がわからない。所得によってはわからなくなるとなるだろうし、その辺のところは何か一覧表か何かがあるといいかなみたいな、そういう答申書ができたらいいなと思った。すいません、抽象的で申しわけございません。

【会長】 それでは、次の委員にお願いします。

【委員】 私も教育分野から来ている人間なので、そういう観点で少しお話をさせていただければと思う。今、多分この場で話し合わなければならないことは、直近の課題に対して、これまでの取り組みについてどう評価して、その先によくするためにどんなことをやってもらうのかということとを話し合う場だと思っているので、なかなか私、話し合いに参加できないなと思っているけれども。

教育についての分野でいうと、やはりここから先、今の子供たちが大きくなったときにどういう社会になっているかということイメージして教員は仕事をしているであろうし、私もそういうつもりでやっている。例えばこの骨子案の中の計画の目指す将来像という言葉も、この審議会がいつまで持続するものなのか私はわかりませんが、最終的にはここに「性別等にかかわらず」という言葉が入っているけれども、おそらくこの言葉が入らないところを目指していかなければいけないんじゃないかと思っている。

委員がおっしゃっていた土台のところという意味でいうと、小学校教育というところで、私は教育委員会に所属しているので、担当は小中学校、その中で考えると、人権教育という考え方でこの男女平等というのも入ってくる内容である。人権教育と言ったほうが捉えとしては男女平等よりも広い捉えになっており、その中には、LGBTのお話も入ってきますし、それ以外の、いじめであったり、そういう内容も全て入ってくるのが人権教育。今、小中学校では、人権教育の中で土台づくりをしている状況である。と考えると、私が最初に先生になったときに教えた子たちが、今ちょうど二十四、五になっている。その子たちがこれから社会をつくっていく人たちの中心になっていくというのを考えたときに、男女平等ということがその子たちの中にどういうふうに落ちているのかというのは、私自身聞いたことがないのでわからないので、成果が出るのがすごく先であるということが教育の中の見えない部分でもどかしい部分だが、逆にやりがいみたいなのところもあって、今大切にされていることについて、やはり子供たちに伝えていくということは必要だと思っている。

今の話し合いの中で、例えば自分のDVに遭っている経験を相談するということについて、それはやはり大切だというお話があった。でも、その後すぐに、ハードルが高いということもおっしゃ

っていた。多分それが今の大人の考え方のベースなのかなど。なので、大人にもしっかり啓発をしていかなければいけないし、今の子どもたちにしっかり、今こういうことが大切なのだということを伝えていくと、その考え方が徐々に大人の考え方、と言うのはちょっとおかしいけれども、社会の考え方にどんどん変わっていく、というふうに思っているのです、そのための土台になる部分を今、小中学校ではやっている。

さらに、私、範疇じゃないので無責任な話になってしまうかもしれないが、デートDVとか個別案件になってきた場合には、やはり子供たちの発達段階に合わせたお話をしないといけないなということも思っているのです、先ほど中高生にというお話があったが、高校生に対して何かそこにかかわりのある人は実はこの場にはいないかなど思っている。高校生、大学生の教育。あ、先生は大学ですけど。

【委員】 私も高校の教員です。31年。

【委員】 そうですね。その場でどういうことが行われているのかということもあわせてやはりこの場で協議をして、その事実を広めていく。みんなに、今の大人の人にしっかり伝えていくということをしていくことが大切であると思った。

ちょっと、まとまらなくなってしまうけれども、何はともあれ、教育については、やはりなかなか男女平等だけのことで書くというのが難しい部分ではあるのですけれども、道徳の授業の中で男女のことが題材として扱われていたりとか、ということもあるのですけれども、それで、じゃ、何かはすぐ変わったかということの評価できるかということ、またそれも難しいというところもあるので、将来的な方向性として、やはり全ての人々が互いに人権を尊重し、というところを目指して教育は進んでいくのだとゆうふうに、今日この場でお話を聞いていて思った。それをやはり学校教育はやっていかなければ、特に小中学校はやっていかなければいけないのだなと思った。

【委員】 実は私、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学まで、特に性のところの授業は年齢別に合わせて、この間のセンターの講座でもやらせていただいたのですけれども、本当に年齢別に段階を踏んで。だから、一発の授業だけ、高校生とか大学生に言ったって、その場しのぎの話になってしまうので、もう小さいときから、人に嫌なことはしちゃいけないんだ的なところから、こういうことをしてはいけない具体例を、年齢に合わせたところで話をしていくというのがすごく大事だと思うので、ぜひそれは教育のところに入れていただきたい。

【会長】 ありがとうございます。では、次の委員にお願いしたい。

【委員】 私はきょう皆様のお話を伺っていて非常にうれしかったのは、この挨拶のとき申し上げたけれども、男女平等の推進に関する条例については、第三次計画をつくったときには、まだ本当に制定の検討だった。それが実際にできるというところにくらか自分も寄与したかなど。ともかくここではできないと思って、第三次が終わったときにできないと思って市民協議会に飛び込み、

そして、条例案をみんなで作ったという状況がある。そして、検討委員会のときも毎回来させていただいて、皆様の議論をするところを見せていただいて、現実に条例が制定されて。今日の皆様のお話の中でも、この条例を理念条例に終わらせてはだめだということをおっしゃっているのだというふうに思っている。条例に、本当に必要なことはみんな書かれていると。だから、ここを実施すればいいという感じが本当にした。そこを例えば具体的に言うと、骨子案の79ページ等を見ると、条例ガイドブックの配布というのがあって、今、小学生にこちらを、今年の5月ですよ、6年生。私も総会のときにこちらを見せてもらって、議員の前でも紹介したが、こういうものができ、これはやはり教育の分野で中学のほうも、条例ガイドブックの配布を。

【事務局】 中学生にはガイドブックを、小学校6年生にワークブックを配布した。

【委員】 こういうものが具体的にできたということ自体はうれしいんですけども、このところが第三次から現実に条例ができたので、何かもっとここが充実できないものかなと。この骨子案が結構寂しいなと思った。もっと何かできないのかなというのを1つ思った。

さっき委員が駆け込み寺とおっしゃったけど、実はきょう市民協議会でもちょっと話し合ったりしたが、条例の中に苦情処理の委員会がある。そこは本来、駆け込み寺的なものになり得るはずだと思うが、武蔵野はそれを使っているのか。

【事務局】 そのような形では使っていない。

【委員】 それから、多摩にも勉強に行き、多摩の条例も随分勉強したが、やはり苦情処理のところなかなか生かされてないという話を聞いている。そこら辺も生かされるということも大事なところなので、どういうふうにそこが。じゃ、苦情がないのかといえば、現実にはいっぱい本当は、男女不平等の問題とかこういうことがある。例えば埼玉県等の条例では、メディアに対する男女不平等的なそういう文言があったときに、条例に書き込まれているので、そのことに対してきちんと苦情委員のほうに申し入れができるとか、そういうようなところがある。そういう意味においては、武蔵野市の苦情処理も、例えばこういうところがおかしいのではないかというときに、やっぱり苦情処理のところに行けるような、具体的にそういうふうになっていくといいなと思った。

あともう一つ、先ほど吉祥寺の話があったんですが、私も吉祥寺に住んでいるが、武蔵境にヒューマンあいがあるということで、ヒューマンあいが市民会館にできたことは、私たち市民協議会が大変願っていたことであり、うれしく思っているが、やはり吉祥寺のほうで高齢の方なんかは、いろいろな講座があっても参加できないとか、それから、認知度とか周知するには、吉祥寺のどこかを、例えば私たちはコミセンを使って会議などを行っているけれども、何かその辺を、吉祥寺をもう少し使えないものかというのを我々は結構考えている。その辺も非常に憂慮しているところなので、そういったようなところを充実させていきたいと思っている。

あともう一つ。市役所のほうで、私さつき育児休業のところでも申し上げたが、なかなかロールモ

デルに本当の意味で市役所がなっていないなと思うところもあり、武蔵野市、大変先進的で、私が条例にすごく取り組みたいと思ったのは、自分がずっと働いていて、私の場合は母の介護で31年勤めた仕事をやめなければならなかったのも、そういう意味においては、ともかくいろいろなところがロールモデルになるか、ならないかというのは大変大事なところで、そこら辺も、条例が私はあると思っていて、この武蔵野市にないと思っていなかった。でも、現実にはなかった。だから、頑張ったつくったみたいなどころがあるので、やっぱり武蔵野市のいろいろなところがロールモデルになると、私たちとしても非常にうれしいし、今、私は直接、保育園は関係ないが、やはり保育園が増えて、働きたいと思う女性は働ける、そういう世の中になってほしい。

【事務局】 市の施策に対しての苦情の申し立てという形になっているので、それであまり出てこないのではないかと思います。

【委員】 そこら辺が難しい。本来はやはり、私たちが条例をつくったときは、駆け込み寺的にいろいろな形で何かそれが、条例ができたことによって、条例を私たちつくりますよというところの人たちなどの支援のやり方としては、それこそ駆け込み寺的になれるような、そういう苦情処理があるといいですねということがあった。

【会長】 最後の委員にお願いしたい。

【委員】 うちには170人ぐらい職員がおり、武蔵野市民も30人ぐらいいて、全てに聞いているわけではないが、条例のこと、ヒューマンあいの存在を知っているかどうか聞いてみたが、1人しか知らなかった。その人はいろいろな活動に携わっている方である。それ以外の職員は、今、平均年齢が51歳になってきているので、職場自体も高齢層で構成されているので、あんまりふだん男女の平等のことを十分意識することがない人が多いのと、職場自体8割が女性で、2割が男性なので、ほとんど女性の方が支えているような職場なので、私自身あまり意識したことがないというか、それが今回、日常的には非常に課題があるのだなというのを改めて認識したところである。

それから、同性婚のお話があった。どなたかちょっと忘れたが、同性婚をもうちょっと気軽にやれたほうがいいのではないか、というご意見があったけれども、世の中にはいろいろな人がいて、その制度を悪用する、財産を目的として悪用する可能性もあるので、やはり同性婚などについてのことについては慎重にするべきかな、という印象を持っている。

それから、最近、障害者の雇用のことで各省庁も騒いでおり、事業者の法定上の責任で障害のある方の雇用をしていかなければならない。私たちのところも視覚障害の方の雇用をしているが、これは昔からはりきゅうマッサージ師を老人ホームに配置するというのが決まっておき、その雇用の場として長いことそういう方たちとのかかわりがあった。それ以外は、内部疾患でペースメーカーなどを入れているような方たちとかもあったが、最近、精神障害の方を雇用する機会を得た。この精神障害の方は、ご本人が障害を明らかにして、配慮を必要とすることも明らかにした上で雇用を

したけれども、老人ホームなので、もともと障害があるご利用者の方たちが多く利用するので、職員もともに働く職員に対しての配慮もできるだろうと理解をしていたのですが、やや障害を持っている、その精神障害の方とのトラブルが結構大きくなってしまい、どうしようかということで、施設の中で研修をした。東京都の障害者職業センターの方を講師としてお招きして、精神障害がある方の特性とか、それから、配慮しなければならないことなどについて伝えるような研修をして、これで少し理解が進んだと思っていましたけれども、さらに悪化をしてしまった。結局、私が、障害がある職員に配慮し過ぎるのではないかという言い方をされ、自分たちにももっと目を向けてくれという意見を言われて、非常に悩んだ。

今回の男女平等も、それから、互いの人権を尊重してということを計画の中で進めていくということだけれども、それぞれの方たちへの理解をどのように促進していくとか、それがものすごく課題があるなど感じている。これはもともとのお子さんたちの教育からもあるのだろうけれども、既に事業所としてでき上がっているようなところがあるので、その中でどう教育をしていくのか、理解を進めていくのかというのはちょっと課題だなと感じている。以上である。

【事務局】 委員からご意見が届いているので、資料8をご覧ください。先ずこれが、委員の勤務先でのLGBTの社員の方への取り組みについての資料であり、全社員に配布される社内報とのことである。この企業では、LGBT社員への社内制度の適用を拡大していることが記載されている。厚生年金や年末調整等、法令で定められている制度以外の自社内の制度については、同性パートナーに適用させるような方向になっているということである。ここに「パートナーの証明」について書いてあり、証明になる書類が幾つか例示されており、自治体の証明があればスムーズに制度が適用されるとのことである。その他の方法もあるが、煩雑な作業になると思われるとのことである。委員から皆様にお伝えしたいのは、委員会でパートナーシップの条例の検討が話題になったことがあるが、このような一般企業が増えてくることを想定して、早急にパートナーシップ条例を制定すべきではないかと考えるということである。

【会長】 貴重な意見に感謝したい。委員からも話があったが、5年前の計画策定時と比べて随分進んだと考えている。女性活躍という時代の波もあったと思うが、第三次計画を策定した意味が大きかったと改めて感じた。

第四次計画においても、皆さんにいただいた意見をしっかりと市と連携しながら反映させていきたい。そのための市民参加の仕組み、推進体制の整備というのは非常に重要だと思う。会長としては特にその点に注意しながら、報告書を作成したい。そして、わかりやすい報告書、読んでもらえるような報告書にしたいと考えている。

■議題（4）第四次男女平等推進計画 提言書（骨子案）について

資料9に基づき事務局より説明。

【会長】 幾つか確認したい。報告書の構成はこの流れでよいか。オーソドックスな構成であるので、基本的にこれでよいと思うが、意見があればお願いしたい。

少し具体的なコメントを述べると、最初の計画策定の背景で、国の動向や法律が並んでいる。詳細は年表を見ていただくことにして、計画の内容にかかわりのある部分を中心に記述するなど、内容を精査してほしい。

本市の取り組みは、平成16年に最初の男女共同参画計画を策定しているので、その流れをしっかりと書くべきではないかと思った。

第4章の各施策に関して、現状と課題で意識調査から始まっているところが多く、後半、他のデータを入れるなどして直していただいたが、もう少し工夫してほしい。例えば、最初の基本目標Iの基本施策1、2は、意識調査結果集のような印象である。

重点項目に挙げているはずの29ページの性の多様性に関する理解の促進については、1つ新しい事業が入るが、少し弱過ぎるように思う。今日の委員から話にもあったように、もう一歩進めるよう検討してほしい。

あわせて、今後トピックスなども入れて、武蔵野市の施策の紹介をするとよいと思う。この冊子を見ると、武蔵野市の男女平等推進の現状と施策がよく理解できるようにしたい。

データも、全国や東京都と比較するようにして武蔵野市の特徴を明確にしたり、現在だけでなく過去と比べるなど、もう少し工夫していただければ、より充実したものになると思う。ただ、あまり厚過ぎないようにもしたい。

報告書についての詳細は次回議論するが、全体的なところで、ぜひ言っておきたいということがあれば、お願いしたい。

【副会長】 今のところだが、委員からもお話があって、私からもお話ししたような検討がどの項目にも入らなくて、それぞれの性を理解し尊重する意識・体制づくりが意識の中に入っているけれども、制度をつくるとすれば、意識の問題ではないというところにぶつかってしまっている。ただ、ほかにどこに入れるかという、入れようがない。別に特別な配慮を必要とする人というカテゴリーでもなくて、条例で特別な配慮を必要とする人というのは、性別的な少数者であることプラス何かアルファがついているというようなことを指しているもので、ここではないはずで、入れ場所がなくなってしまうので、何かもうちょっとそこを工夫して項目を新しく作らないといけないかなと思っている。

先ほど委員に語りたと言われた女性の生涯にわたる健康施策の推進については、条例でも女性に限らず、結果的に女性への施策が多くなっているけれども、そうでない施策も内容の中にもあるので、女性を取ってしまっていないのではないかと私は思った。

【会長】 よろしいか。武蔵野市としてはタイトルに女性をつけた方がよいと考えていると思っ
ていたが。

【担当部長】 それについては、きょう伺ったことを反映して入れていくので、まずは形をつくっ
てみたということである。

【会長】 ほかに意見はあるか。よろしいか。

■議題（４）その他 次回審議会の日程・時間について ほか

【事務局】 次回審議会は10月12日金曜日、武蔵野プレイスのフォーラム、
午後7時開始としたい。

【会長】 では、以上で本日の審議会は終了とする。

— 了 —